

岬町海釣り公園指定管理者の町納付金減額要望に対する対応について

【経過】

○令和6年1月17日

町長室において、小島フィッシング(株)(以下「指定管理者」という)の取締役5名より町長へ納付金の減額に関する要望があった。

○令和6年1月30日

減額要望に伴い、原因を究明し対応にあたる方針決定がされ、副町長を委員長、庁内の主要部長等を委員として組織する庁内検討委員会を設置した。

○令和6年2月1日

町長室において、指定管理者の代表より町長へ納付金の減額等に関する要望書が提出された。

○令和6年3月22日

庁内検討委員会にて運営状況に関する報告及び今後の対応策について審議した結果、令和5年度の決算状況等を踏まえ再検討することとなった。

○令和6年6月11日

事業委員会協議会にて、例年行っている利用状況の報告において、新型コロナウイルスの影響以降、利用客数が減少傾向にあることや悪天候や大阪湾海水温の上昇による釣果の悪化、加えて、最近では物価高騰の影響による電気代など維持管理経費の上昇などにより赤字経営状態が続いており、これに伴い、指定管理者から要望書が提出され、庁内検討委員会で検討することとし、令和5年度の決算状況の提出を待ち、これも含めて検討していくこととしていることを報告した。

○令和6年6月12日

指定管理者より令和5年度決算報告書が提出された。

○令和6年8月26日

庁内検討委員会にて、指定管理者から提出のあった決算資料について収入及び支出の状況を厳正に確認し、収入増や支出削減項目について整理するなど、9月6日開催予定の指定管理者及び岬町による管理運営検討委員会を前に審議資料について検討した。

○令和6年9月6日

基本協定書第42条に基づく指定管理者及び岬町による管理運営委員会を開催し、町は指定管理者から経営状況、管理運営状況などについてヒアリングを行った。指定管理者からは、現状のままでは経営が成り立たず、切実に町への支援が求められた。

○令和6年10月17日

庁内検討委員会にて、令和5年度を含む過去5年間の決算分析などの検討を行った結果、指定管理者からは納付金の全額免除の要望がなされたが、公の施設であることに加え、他の指定管理者との公平性、議会等への説明責任の観点などから、町として納付金の全額免除を行うことはできない状況にあり、町と指定管理者の双方が努力して赤字解消に取り組む必要があるとの結論に至った。

令和7年度の海釣り公園の運営における赤字解消対策（案）として、令和5年度の赤字額（6,033千円）を基準にして、下記の対策（案）の実施により黒字転換を目指す方針を取りまとめた。

《主な赤字解消対策》

- ・町への納付金（基本協定書第44条第1項）の一部を猶予
 - 第1号：施設整備負担金 現状維持（対策効果額 0円）
 - 第2号：利用料金収入の7%の額 全額猶予（対策効果額 3,129千円）
 - ・指定管理者：役員報酬の50%減額（対策効果額 3,300千円）
- ※双方で対策を講じることによる効果額合計 6,429千円

《上記以外に指定管理者に提案した取組項目》

- ・広報周知発信力の強化
（関係施設等へのポスター掲示やSNSの更なる活用による集客増の取り組み）
- ・安全対策を考慮した職員配置体制の合理化
- ・園内食堂施設の直営方式から委託方式への見直し
- ・その他の経費節減に向け自主的に改善に取り組む項目の洗い出し

○令和6年12月27日

町と指定管理者は、令和6年度岬町海釣り公園の管理に関する年度協定書第4条第2項及び第3項に規定する「協議の結果」の内容について合意書を交わした。